



しぶや青色

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

令和3年 12月号 第598号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

令和3年度 一般社団法人渋谷青色申告会関係納税表彰受彰の皆様

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年度の納税表彰式(式典)の開催は中止となりましたが、11月18日(木)渋谷税務署・署長室に於いて、表彰状の贈呈が執り行われました。

また、11月25日(木)には渋谷青色申告会館に於いて、税務功労者表彰が行われました。

令和3年度本会関係の栄えある受彰者の皆様をご紹介します。

国税関係

★ 納税表彰

11月18日(木) (於：渋谷税務署・署長室)

渋谷税務署長表彰

小松 穰子 殿 (本部理事・代々木西支部)

中沢 紀雄 殿 (本部理事・渋谷支部)

渋谷税務署長感謝状

菅原 勝美 殿 (支部理事・原宿支部)

西村 信男 殿 (支部理事・代々木南支部)

蓑浦 一 殿 (支部理事・渋谷支部)

都税関係

★ 税務功労者表彰

11月25日(木) (於：渋谷青色申告会館)

渋谷都税事務所長感謝状

福島 玉子 殿 (本部理事・原宿支部)

渋谷税務署長表彰



小松本部理事

渋谷税務署長感謝状



菅原支部理事

渋谷都税事務所長感謝状



福島本部理事



中沢本部理事



西村支部理事



蓑浦支部理事

年末調整について

- ★ 12月の給料・賞与の金額が決定したら、必要書類等を準備し、予約のうえ事務局へお越し下さい。
- ★ 納期特例7月～12月分の納期限は1月20日（木）
- ★ ご持参いただく書類等
 - 1 【給与所得者の基礎控除申告書兼給与と所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書】
 - ① 本人の令和3年中の所得見積額
 - ② 配偶者の名前・生年月日・令和3年中の所得見積額
 - 2 【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】
 - ① 源泉控除対象配偶者（注1）の名前・生年月日・令和3年中の所得見積額
 - ② 控除対象扶養親族の名前・生年月日・令和3年中の所得見積額
 - ③ 障害者（一般・特別・同居特別）-本人・同一生計配偶者（注2）・扶養親族
 - ④ 寡婦、ひとり親、勤労学生-本人
 - ⑤ 16歳未満の扶養親族の名前・生年月日・令和3年中の所得見積額

（注1） 源泉控除対象配偶者とは、本人（令和3年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で、令和3年中の所得見積額が95万円以下の人をいいます。

（注2） 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で、令和3年中の所得見積額が48万円以下の人をいいます。
 - 3 【給与所得者の保険料控除等申告書】
 - ① 新（旧）一般生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の控除証明書
 - ② 地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書
 - ③ 毎月の給与から差し引かれた社会保険料額の集計、国民年金控除証明書等（本人が令和3年中に支払ったもの）及び国保、介護等本人が令和3年中に支払った保険料の集計。
 - ④ 小規模企業共済等掛金払込証明書（本人が令和3年中に支払ったもの）
 - 4 【令和3年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）】
 - 5 事業主の印鑑
 - 6 給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書（納付書）・・・納期特例あるいは一般用

令和3年分の決算・確定申告作成指導のご予約受付中 !!

—申告及び納期限— 所得税及び復興特別所得税は3月15日（火）

—申告及び納期限— 消費税等は3月31日（木）

★ご予約・各種イベントのお申し込みは事務局までお電話ください <03-3463-7043>

お

知

ら

せ

★会費・青色共済会費を口座振替でお支払の会員の方へ
1月6日（木）にご指定の口座より振り替えられます
（前日までに口座残高のご確認をお願いします）

★年始の業務
1月5日（水）から・予約制
（源泉・年末調整、各保険の請求、申し込みは除きます）

1月の税務相談日

当会会員の税理士による「税務相談会」をぜひご利用下さい

開催日・曜日	会場名	時間
1月19日(水)	(一社)渋谷青色申告会・事務局	午前10時～午後4時

費用 無料 (1人約1時間を予定) 譲渡所得・贈与税等のある方はこちらの「税務相談会」をご利用ください。

● 都税からのお知らせ ●

—都税についてのお知らせ—

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

口座振替

ご利用している預(貯)金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税ができます。詳しくは下記をご覧ください。

クレジットカード

インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。
※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。
※税額に応じた決済手数料がかかります。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホアプリ

利用できるアプリ: au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※領収証書は発行されません。
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

**インターネット
モバイル
バンキング
ATM**

金融機関・郵便局の my-easy (ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ my-easy (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません。
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

＜口座振替のお問合せ先＞

主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



都税 Web 口座振替
申込受付サービス

【お問合せ先】渋谷都税事務所 電話 03-5420-1621 (代表)

＜課税について＞ 固定資産税班 <納税について> 徴収管理班